

◆医学管理等

- 再診時療養指導管理料
- •石綿疾患療養管理料
- ·石綿疾患労災請求指導料
- ・リハビリテーション情報提供加算

- 変更 · 職場復帰支援 · 療養指導料
 - 職業復帰訪問指導料
 - 社会復帰支援指導料

@Copyright@2024RIC All Rights Reserved

テキスト66・67頁

再診時療養指導管理料

920円

再診時に療養上の指導を行った場合に算定 食事、日常生活動作、機能回復訓練 しメンタルヘルスに関する指導

ポイント(1)

石綿疾患療養管理料

ポイント(2)

重複算定不可

表に掲げる各管理料等

Copyright@2024RIC All Rights Reserved

同一月に次のように指導を行った場合

5/9 日常生活動作に関する指導, てんかん指導

5/16 機能回復訓練に関する指導

5/23 日常生活動作に関する指導

5/30 機能回復訓練に関する指導

再診時療養指導管理料 てんかん指導 (B001)

⇒ 重複算定不可

①てんかん指導料

250点×12円(又は11.5円)

=3,000円(又は2,875円)

②再診時療養指導管理料

920円×4回 = 3,680円

① < ②より ②再診時療養指導管理料 を算定

テキスト68頁

再診時療養指導管理料

920円

再診時に療養上の指導を行った場合に算定

ポイント(3)

同時に2以上の診療科で指導を行った 場合(※) であっても1回として算定

(※) 医科と歯科、医科と歯科口腔外科の場合を 除く

RC copyright@2024RIC All Rights Reserved

mini

テキスト69頁

テキスト68頁

電話再診の場合、再診時療養指導管 理料は算定できますか。

A 1 算定不可



健康保険の電話等による再診の取扱いに おいて、「当該再診料を算定する際には、 第2章第1部の各区分に規定する医学管 理料等は算定できない」ことから、再診が 電話等により行われた場合、再診時療養 指導管理料は算定できません。

Reserved copyright@2024RIC All Rights Reserved

テキスト84頁

テキスト77頁

変更 職場復帰支援・療養指導料

- ア 精神疾患を主傷病とする場合
- イその他の疾患の場合
- ウ 新興成沈庁(新刊コロロノロ 成沈庁) 歴史後庁はの場合

	精神疾患を 主傷病	その他の疾患	新興感染症(新 型コロナウイルス感染 症)罹患後症状		
初回	900点	680点	6/0 0点		
2回目	560点	420点	500点		
3回目	450点	330点			
4回目	3 3 0 点	250点			
copyright©2024RIC All Rights Reserved					

変更 職場復帰支援・療養指導料

ア 精神疾患を主傷病とする場合 イ その他の疾患の場合

	精神疾患を主傷病	その他の疾患
初回	900点	680点
2回目	560点	420点
3回目	450点	330点
4回目	3 3 0点	250点

RC copyright@2024RIC All Rights Reserved

社会復帰支援指導料

130点(1回限り)

対象

転医している場合は 医療機関につき1回限り算定可

3 か月以上の療養 を行っている 傷病労働者

RC copyright@2024RIC All Rights Reserved

社会復帰支援指導料

1 3 0点(1回限り)

要件

- ◆ 治ゆが見込まれる時期及び治ゆ後における日常 生活(就労を含む)上の注意事項等について、 別紙様式6の指導項目に基づき医師が指導する
- ◆ 診療費請求内訳書の摘要欄に、「指導年月日」 及び「治ゆが見込まれる時期」を記載
 - * 算定にあたっては、別紙様式 6 に必要事項を記載して診療録に添付すること。

@ copyright@2024RIC All Rights Reserved

テキスト87頁

テキスト84頁

コンピューター断層撮影料

CT·MRI&

同一月に2回以上行った場合

2回目以降の100分の80 に相当する点数による算定は 適用されない

RIC copyright@2024RIC All Rights Reserved

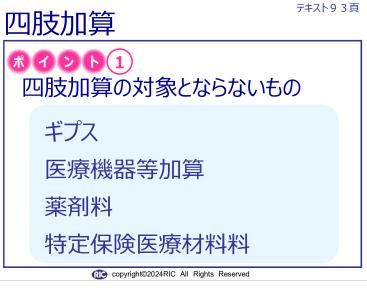
同一月 1回目 CT撮影 D 2回目 MRI撮影 2

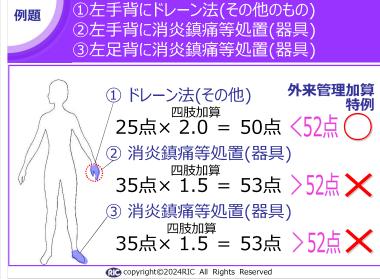
	労災	健保
撮影料		
1回目 СТ	900点	
2回目 M R I	1,330点	1,064点
診断料	450点	450点
合 計	2,680点	2,414点

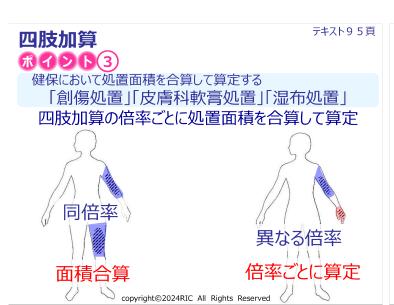
copyright@2024RIC All Rights Reserved

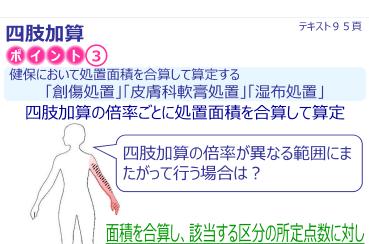












copyright@2024RIC All Rights Reserved

再診時に創傷処置を前額部に30㎡、 例題 左前腕から左手部に連続して150㎡ 前額部の創傷処置を45点として (同-算定し、外来管理加算の特例を算 1.0倍 定できるか? 前額部 5 2点 左前腕 ~ 手部 四肢加算 2.0倍 60点×2.0=120点 172点 倍率ごとに 算定 @ copyright@2024RIC All Rights Reserved

再診時に創傷処置を前額部に30㎡、 例題 左前腕から左手部に連続して150cm 行った場合 (同 外来管理加算特例は 四肢加算の倍率ごとに算定し合算 1.0倍 した点数を基準に判断 前額部 5 2点 左前腕 ~ 手部 四肢加算 60点×<mark>2.0=120点</mark> 倍率ごとに 算定 RIC copyright@2024RIC All Rights Reserved

テキスト113頁

変更疾患別リハビリテーション料

(1単位)	(I)	(Ⅱ)	(Ⅲ)
心大血管疾患 リハビリテーション料	250点	125点	
脳血管疾患等 リハビリテーション料	250点	200点	100点
廃用症候群 リハビリテーション料	250点	200点	100点
運動器 リハビリテーション料	190点	180点	85点
呼 吸 器	180点	85点	

… 算定可

急性期リハビリテーション加算 50点 copyright@2024RIC All Rights Reserved テキスト1 1 3頁 変更 疾患別リハビリテーション料

心大血管疾患リハビリテーション料 (1単位)			健保点数
	a 理学療法士による場合	250点	205点
	b 作業療法士による場合	250点	205点
(I)	c 医師による場合	250点	205点
	d 看護師による場合	250点	205点
	e 集団療法による場合	250点	205点
	a 理学療法士による場合	125点	125点
	b 作業療法士による場合	125点	125点
(Ⅱ)	c 医師による場合	125点	125点
	d 看護師による場合	125点	125点
	e 集団療法による場合	125点	125点

copyright@2024RIC All Rights Reserved

脳血	管疾患等リハビリテーション料	(1単位)	健保点数	
	a 理学療法士による場合	250点	245点	
(T)	b 作業療法士による場合	250点	245点	
(I)	c 言語聴覚士による場合	250点	245点	
	d 医師による場合	250点	245点	
	a 理学療法士による場合	200点	200点	
(π)	b 作業療法士による場合	200点	200点	
(II)	c 言語聴覚士による場合	200点	200点	
	d 医師による場合	200点	200点	
	a 理学療法士による場合	100点	100点	
	b 作業療法士による場合	100点	100点	
(Ⅲ)	c 言語聴覚士による場合	100点	100点	
	d 医師による場合	100点	100点	
	e aからdまで以外の場合	100点	100点	
	copyright©2024RIC All Rights Reserved			

廃用	症候群リハビリテーション料	(1単位)	健保点数
(T)	a 理学療法士による場合	250点	180点
	b 作業療法士による場合	250点	180点
(I)	c 言語聴覚士による場合	250点	180点
	d 医師による場合	250点	180点
	a 理学療法士による場合	200点	146点
(π)	b 作業療法士による場合	200点	146点
(II)	c 言語聴覚士による場合	200点	146点
	d 医師による場合	200点	146点
	a 理学療法士による場合	100点	77点
(Ⅲ)	b 作業療法士による場合	100点	77点
	c 言語聴覚士による場合	100点	77点
	d 医師による場合	100点	77点
	e aからdまで以外の場合	100点	77点
copyright©2024RIC All Rights Reserved			

テキスト114頁

テキスト114頁

疾患別リハビリテーション料

運動器リハビリテーション料		(1単位)	健保点数
	a 理学療法士による場合	190点	185点
(I)	b 作業療法士による場合	190点	185点
	c 医師による場合	190点	185点
	a 理学療法士による場合	180点	170点
(I)	b 作業療法士による場合	180点	170点
	c 医師による場合	180点	170点
	a 理学療法士による場合	8 5 点	85点
/m \	b 作業療法士による場合	8 5 点	85点
(Ⅲ)	c 医師による場合	8 5 点	85点
	d aからcまで以外の場合	8 5 点	85点

copyright@2024RIC All Rights Reserved

疾患別リハビリテーション料 デキスト 1 1 4 頁

	//(C//S/5/5/ (C/5/		
呼吸器リハビリテーション料		(1単位)	健保点数
	a 理学療法士による場合	180点	175点
(T)	b 作業療法士による場合	180点	175点
(1)	c 言語聴覚士による場合	180点	175点
	d 医師による場合	180点	175点
	a 理学療法士による場合	8 5 点	85点
(π)	b 作業療法士による場合	8 5 点	85点
(II)	c 言語聴覚士による場合	8 5 点	85点
	d 医師による場合	8 5 点	85点

早期リハビリテーション加算 25点 初期加算 45点 急性期リハビリテーション加算 50点

・・ 算定可

テキスト116頁

@ copyright@2024RIC All Rights Reserved

ADL加算

30点(1単位につき)

入院中の傷病労働者に対し、

訓練室以外の病棟等において 早期歩行、A D L の 自立等を目的とした疾患別リハビリテーション(Ⅰ) (運動器においては(Ⅱ)を含む)を行った場合

又は

医療機関外において 疾患別リハビリテーョン(Ⅰ) (運動器においては(Ⅱ)を含まない) を算定できる 訓練に関するリハビリを行った場合

@Copyright@2024RIC All Rights Reserved

四肢加算 1.5倍

鎖骨・肩甲骨・股関節含む

疾患別リハビリテーション料心大血管疾患リハビリテーション料脳血管疾患等リハビリテーション料廃用症候群 リハビリテーション料

運 動 器 リハビリテーション料 呼 吸 器 リハビリテーション料

早期リハ加算・初期加算 急性期リハ加算・ADL加算 . 四肢加算 対 象 外

Riccopyright@2024RIC All Rights Reserved

例題

大腿骨頸部骨折で入院中の患者に対し、 運動器リハビリテーション(I)、早期リハビリ テーション加算、ADL加算をそれぞれ 1単位算定する場合

労災

運動器リハ(I)

早期リハ加算 25点 ADL加算 30点

合 計 340点

健保

185点 25点 —— 210点

早期以加算·ADL加算…四肢加算不可 @copyright@2024RIC All Rights Reserved テキスト120頁

標準的算定日数に係る取扱い

必要性及び効果が認められる場合は、標準的算定日数を超えて算定できる。 標準的算定日数を超えた場合の 「単位数上限」は適用しない。

「単位数上限」(1月13単位)を超える場合は

- ・レセプト摘要欄に医学的所見等を記載 又は
- ・「労災リハビリテーション評価計画書」添付

@copyright@2024RIC All Rights Reserved



